

# 任意団体ぴあのっこ Club 会則

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「任意団体ぴあのっこClub」と称し、事務局を千葉県千葉市稲毛区園生町1351-1に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、本会目的を理解し、かつ本会活動に積極的に協力可能な有志をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、音楽に関する企画等を通じて地域の音楽文化醸成に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 音楽に関連したイベント企画・開催に関すること
- (2) 音楽に関連した対外的協力に関すること

## 第2章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 前項の役員は総会において選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 会計は、会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 当団体の会計事務を監査すること。
- (2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。

また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。(ただし再任を妨げない。)

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 総会

(総会の種別)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年3月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集することができる。

(総会の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の30日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 本会が所有するピアノの維持管理に関する事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- (4) 役員を選任及び解任に関する事項
- (5) 会則等の改正に関する事項
- (6) その他の重要事項

(総会の定足数)

第11条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第4章 会計

(経費)

第13条 会の経費は、本会所有のピアノ貸出料およびイベント収入等をもってこれに充てる。

(会費)

第14条 会員の会費は、これを徴収しないものとする。

(事業年度及び会計年度)

第15条 会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計の監査は、随時これを実施することができる。

(会計報告)

第17条 収支計算書を作成し、これを年1回総会で報告し承認を得ることとする。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。